

青森県立高等学校魅力づくり検討会議に
おける検討結果について
(検討結果報告書)

令和7年2月20日

青森県立高等学校魅力づくり検討会議

令和7年2月20日

青森県教育委員会
教育長 風張 知子 殿

青森県立高等学校魅力づくり検討会議
議長 香取 真理

青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果について

本検討会議では、令和5年5月29日、貴職から令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について検討依頼を受け、これまで慎重に審議を重ね、このほど、検討結果報告書を取りまとめましたので提出します。

目 次

はじめに.....	1
第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方.....	2
1 高等学校教育を取り巻く現状.....	2
2 「魅力ある高等学校づくり」の視点.....	3
3 高等学校教育の方向性.....	3
(1) これからの時代に求められる力の育成.....	3
(2) これからの時代に求められる人財の育成.....	3
(3) 高等学校に求められること.....	4
第2 学校・学科の充実の方向性.....	5
1 これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり.....	5
(1) 教育活動の更なる充実.....	5
(2) 多様な主体との連携・協働.....	7
2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり.....	9
(1) 全日制課程.....	9
(2) 定時制課程・通信制課程.....	13
3 学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度.....	14
(1) 中高一貫教育.....	14
(2) 全日制普通科単位制.....	14
(3) 総合選択制.....	15
(4) コミュニティ・スクール.....	15
(5) 入学者選抜制度.....	15
第3 学校配置の方向性.....	16
1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点.....	16
(1) 高等学校教育を受ける機会の確保.....	16
(2) 充実した教育環境の整備.....	16
2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置.....	17
(1) 全日制課程.....	17
(2) 定時制課程・通信制課程.....	19
3 学校配置と合わせて検討すべき事項.....	19
(1) 再編の方法等.....	19
(2) 学級編制.....	20
(3) 通学手段の確保・通学支援.....	20
第4 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり.....	21
おわりに.....	22

はじめに

我が国においては、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、こどもたちが将来を見据えて社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくことを目指している。

また、国民一人一人が幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイング¹の向上を図っていくことを目指している。

これらのことから、本県のこどもたちが変化し続ける社会に対応するために必要となる力を身に付け、未来を切り拓き、豊かな人生を送るとともに持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための「魅力ある高等学校づくり」を更に推進することが必要である。

このような背景の下、様々な分野の委員で構成された青森県立高等学校魅力づくり検討会議が令和5年5月に設置され、青森県教育委員会教育長から検討依頼を受けた令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について、約2年間にわたり、中・長期的な展望に立って審議・検討を重ねてきた。

本検討会議では、これまでの高等学校教育改革の成果や課題のほか、本県の強みや課題を踏まえつつ、こどもたちにとって「高等学校の魅力とは何か」「充実した教育環境とは何か」といったことを念頭に置きながら、本県の実情に即した県立高等学校の在り方を模索してきた。

本検討結果報告においては、こどもたちをまんなかに置いて考え、将来を見据えた県立高等学校の在り方について提言している。

こどもたちは生まれてくる時代や場所を選ぶことができない。だからこそ、生まれ育った環境にかかわらず、未来を担う全てのこどもたちがふるさと青森を愛し、「青森県で学びたい」「青森県で学べて良かった」と思えるよう、より良い教育環境を整えることが、今を生きる我々の使命であると考える。

県教育委員会におかれでは、本検討結果報告の趣旨を十分に踏まえながら、本県として重点的に取り組むべきことは何かを改めて検討した上で、「魅力ある高等学校づくり」を更に推進するための諸施策に具体的に取り組むことを期待する。

¹ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

第1 魅力ある高等学校づくりに向けた基本的な考え方

1 高等学校教育を取り巻く現状

- 我が国においては、人口減少やグローバル化の進展、Society5.0²時代の到来等、社会の急激な変化に伴い、将来の予測が困難な時代となっており、教育の果たす役割がますます重要となっている。
- また、ほぼ全ての中学生が高等学校に進学しており、高等学校においては、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が一層多様化しているとともに、特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒が在籍しているという実態がある。
- このような中、地理的状況や学校・課程・学科にかかわらず、生徒の多様なニーズに対応した柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限に引き出す「多様性への対応」を図りつつ、全ての生徒が社会で生きていくために必要となる力を身に付けられるよう「共通性の確保」を併せて進め、「生徒を主語にした」高等学校教育を実現することが求められている。

² Society5.0：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人工知能（AI）、ロボット等の先端技術を産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく社会を指すもの。

2 「魅力ある高等学校づくり」の視点

- これまでの高等学校教育改革の成果や課題のほか、本県及び各地域の実情等を踏まえるとともに、これまでの常識にとらわれない新たな視点も取り入れながら、将来の高等学校の在り方を見据えた「青森県ならではの高等学校教育改革」を進めていく必要がある。
- 生徒がこれから時代に求められる力を身に付け、夢や志の実現に向けて主体的に取り組んでいけるよう、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となり、きめ細かに支援することができる環境づくりを進める必要がある。こうした環境づくりに当たっては、教員がゆとりを持ち、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう、教員の負担軽減を図るなど、一層の配慮が必要である。

3 高等学校教育の方向性

(1) これから時代に求められる力の育成

- 知・徳・体の調和のとれた生きる力や主体性、コミュニケーション能力、自己肯定感、多様性を尊重する心、郷土を愛する心は、時代が変化する中にあっても、引き続き、全ての生徒が身に付ける必要がある。
- このような力に加え、主体的に未来を切り拓く力や課題発見・解決する力、大志を抱き世界へ挑戦する心、地域を支える心等、生徒の夢や志に応じた力の育成が必要である。
- また、変化に対応する柔軟性や新たな時代をつくる創造性等、急激に変化する社会において求められる力の育成も必要である。

(2) これから時代に求められる人財³の育成

- 本県や各地域の強み、各校の特色を生かした教育活動を推進し、これから時代に求められる力を身に付けた、「青森県や地域の発展に貢献できる人財」「社会を牽引できる人財」「職業の多様化に対応できる人財」等を育成する必要がある。

³ 人財：青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）』」であるという基本的な考え方から、「人」「人材」などを「人財」と表している。

(3) 高等学校に求められること

- 全ての生徒が安心して学べる環境づくりが必要である。
- 生まれ育った環境にかかわらず、一定の水準を満たした教育や、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供することで、生徒のウェルビーイングの向上を図る必要がある。
- 各校の特色を生かすとともに、高等学校間や学科間の連携のほか、小・中学校、特別支援学校、大学、地域、関係機関等の多様な主体と連携・協働し、授業や特別活動、部活動、地域活動等の教育活動全体で更なる魅力化を図る必要がある。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善等のカリキュラム・マネジメント⁴の適切な実施により、教育活動の充実を図る必要がある。
- 探究的な学びや学科横断的な学び、S T E A M教育⁵等の充実が必要である。
- 本県の産業構造や生徒のニーズを踏まえるとともに、高等学校卒業後の進路も考慮しながら、魅力ある学校・学科とする必要がある。
- 学校・学科の魅力づくりに向け、各校の特色や役割に応じた教育制度の効果的な活用が必要である。

⁴ カリキュラム・マネジメント：教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図ること。

⁵ S T E A M教育：各教科における学習を実社会の問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育であり、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材の養成を目指すもの。（Science、Technology、Engineering、Mathematicsに加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でAを定義し、それぞれの頭文字をとっている。）

第2 学校・学科の充実の方向性

1 これからの時代に求められる高等学校の魅力づくり

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実や、誰一人取り残さないきめ細かな教育につなげていくため、特に、各校の特色を生かした取組の推進、ＩＣＴの活用、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応等、各校における教育活動の更なる充実を図る必要がある。
- また、高等学校間・学科間、小・中学校、特別支援学校、大学、地域、関係機関等、多様な主体が連携の目的を明確にし、各主体の特色と強みを生かした連携を更に進めることにより、各校における教育活動の深化を図る必要がある。
- 各校における教育活動全体の魅力づくりに向けたこれらの取組をより効果的に進めるためには、人的・予算的な対応が必要である。

(1) 教育活動の更なる充実

① 各校の特色を生かした取組の推進

- 各校において、それぞれの実情に応じた特色化を推進し、県立高等学校全体の魅力化につなげていくため、スクール・ミッショ⁶ンやスクール・ポリシー⁷に基づいたカリキュラム・マネジメントを通して、教育活動の更なる充実を図る必要がある。併せて、小・中学生や保護者等に各校の魅力を広く情報発信する必要がある。
- また、国の動向や他県の事例等を参考にしながら、本県で既に実施されている特色ある取組の発展や、これまでの常識にとらわれない新たな取組の創出等、「青森県ならではの取組」を推進する必要がある。
- さらに、現在一部の高等学校で実施されている全国からの生徒募集について、県内の中学生の入試環境への影響や地域の意向も考慮しながら、新たな導入について検討する必要がある。

⁶ スクール・ミッション：各校に求められる役割や目指すべき学校像等を、県教育委員会において明確化したもの。

⁷ スクール・ポリシー：スクール・ミッションに基づき、一貫性を持って教育活動を進めるため、各校において、育成すべき資質・能力、教育課程の編成及び実施、入学者の受け入れに関する具体的な方針についてまとめたもの。

② I C Tの活用による教育活動の充実

- これから時代に求められる力を身に付けるための学びを生徒に提供することができるよう、 I C Tの活用等による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が求められている。
- このため、 I C T環境の更なる充実を図り、 I C Tを活用した国内外の高等学校や大学、関係機関等との連携・協働体制を構築・強化した上で、対面指導と遠隔・オンライン教育を最適に組み合わせることが重要である。
- また、 I C Tの活用に係る実践的な教員研修の実施や I C T支援員の配置・派遣等、教員の資質向上や専門スタッフの配置の充実を図る必要がある。
- なお、遠隔授業を実施する場合は、教科・科目の特性を考慮した上で、幅広い進路志望等に対応するため、生徒のニーズに応じた多様な教科・科目や、教員配置が困難な教科・科目を開設できる体制を整備することが必要である。

③ 特別な教育的支援を必要とする生徒への教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする生徒は増加傾向にあり、全ての高等学校において特別支援教育の視点を持った指導や個に応じた指導が求められる。
- このような状況の中、生徒一人一人にきめ細かな指導を行うため、各校における校内研修や、特別支援学校と連携した教員研修、特別支援学校との人事交流等、教員の資質向上や指導体制の更なる充実を図る必要がある。
- このほか、スクールカウンセラー⁸等の専門スタッフの配置の充実、教育支援センター（適応指導教室）⁹や児童相談所等の関係機関との連携、高等学校内への特別支援学校の分教室の設置も考えられる。
- また、通級による指導¹⁰の実施校の拡充や、実施校で他校の希望する生徒を受け入れる「他校通級」、実施校を拠点として教員が巡回する「巡回通級」の実施等、通級による指導の充実を図る必要がある。
- さらに、不登校や別室登校の生徒が増加していることを踏まえ、こうした生徒が柔軟に学びを継続できるよう、 I C Tの活用等により教室以外でも学ぶことのできる機会を提供するなど、個に応じた指導の充実を図る必要がある。

⁸ スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関する高度に専門的な知識及び経験を有し、生徒の生活上の問題や悩みに対する相談・カウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う専門スタッフ。

⁹ 教育支援センター（適応指導教室）：不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの。

¹⁰ 通級による指導：高等学校等の通常の学級に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態のこと。

(2) 多様な主体との連携・協働

① 高等学校間・学科間の連携

- 県全体の教育の質の確保・向上のため、重点校¹¹・拠点校¹²が中核となって各校と連携し、多様な他者との交流による生徒の成長や、教員の指導方法等の共有による教員の資質向上につながるなどの効果がある一方で、学校間のニーズが一致する取組が難しいなどの課題もある。
- このため、各校や各学科の実情に応じた効果的な方法での連携を推進し、県全体の教育の質の更なる向上を図る必要がある。
- 今後は、各校や各学科が共通して取り組むテーマや分野等に応じて、それぞれの特色ある教育活動の成果を共有し、各校の特色ある学びの更なる深化を図るなど、これまでの枠組みにとらわれない各地区や県全体の高等学校間・学科間の連携を推進する必要がある。

② 異なる校種間の連携

- 小・中学校との合同行事や高校生による学習指導の取組等の異年齢交流は、高校生の自己有用感や郷土愛の醸成につながるほか、小・中学生にとっても教育的効果が高いなど、高校生と小・中学生の双方に好影響を与えており、連携の主体や目的が不明確である場合、十分な効果が得られないという課題もある。
- このため、連携の主体や目的を明確にし、キャリア教育や探究活動等の推進を図るなど、小・中学校との一層の連携を図る必要がある。
- また、大学等との連携により、高等学校段階から高いレベルの教育・研究等に触れることができるという効果がある一方で、移動の負担が生じることや単位認定が難しいなどの課題もある。
- このため、大学等からの遠隔・オンライン教育の実施や、高等学校以外での学修を単位認定できるようにする仕組みづくり等、大学等との連携を更に推進する必要がある。

¹¹ 重点校：各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、普通科等において、今後求められる人財の育成に向けた探究活動等の特色ある教育活動の中核的役割を担う学校として配置している。選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級（240人）以上の規模を標準としている。

¹² 拠点校：各校の生徒の意欲的な学習に資するよう、農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各学科の学習の拠点としての役割を担う学校として配置している。特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準としている。

③ 地域や関係機関等との連携

- より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現していくことが求められている。
- また、地域や関係機関等との連携により、自己の在り方・生き方のイメージを持たせることで将来に向けた学びにつながるとともに、郷土愛の醸成が期待できる。
- このため、教育活動の充実に向けた地域や関係機関等との連携・協働体制を構築・強化するとともに、各校や地域の実情を踏まえながら、地域等について理解を深める学習や地域課題の発見・解決に取り組む活動を行うなど、地域や関係機関等との連携・協働を推進する必要がある。
- なお、連携・協働の推進に当たっては、地域や関係機関等との連携を担うコーディネーターを配置するとともに、研修等を通してコーディネート機能の充実を図る必要がある。

2 これからの時代に求められる力を育む学科等の魅力づくり

- 生徒の進路志望の多様化への対応とともに、グローバル化や情報化等、高等学校教育を取り巻く環境の変化や本県の産業構造の変化等への対応が求められており、常に知識・技術を刷新し続けることができるよう、その土台となる基礎的・基本的な知識・技術の習得が必要である。
- また、探究的な学びや学科横断的な学び、ＳＴＥＡＭ教育等、新たな時代を見据えた学びを提供するため、中学生や保護者のニーズ等を踏まえながら、生徒数の減少も見据え、柔軟な教育課程の編成やコースの設置を含めた各学科等の更なる充実のほか、改編・新設について検討する必要がある。
- さらに、生徒の学習意欲の向上を図るため、各学科等の魅力向上と情報発信、知識・技術の高度化に対応した教員の資質向上、本県産業の方向性を踏まえた地域や企業等との連携が必要である。

(1) 全日制課程

① 普通科等

ア 普通科

- 大学等への進学から就職まで幅広い進路志望に対応している一方で、教育内容が画一的・均質的であるというイメージを持たれやすい。
- このため、各校の教育資源や強みを生かしながら、更なる特色化や魅力化を図るとともに、積極的に情報発信を行う必要がある。
- 特色化や魅力化に当たっては、コースの設置や外部人材の活用、地域や関係機関等との連携により教育活動の充実を図るとともに、普通科改革¹³を踏まえた新たな学科の設置についても検討する必要がある。
- また、基礎・基本の定着や日々の授業の充実を図るとともに、高度な学びや多様な選択科目の設定等、特色ある教育課程を編成する必要がある。

イ 理数科

- 理数分野における探究活動等の特色ある学びを通して、理数系人財を輩出しているものの、普通科の理系との差別化等、理数科の更なる特色化を図ることが求められる。また、データサイエンス・ＡＩの基礎となる理数分野の素養や科学的リテラシーを身に付けた理数系人財の育成が求められている。

¹³ 普通科改革：「普通教育を主とする学科」の弾力化のこと。令和3年3月31日に公布された学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等により、高等学校等の特色化・魅力化に向けて、「普通教育を主とする学科」として「学際領域に関する学科」や「地域社会に関する学科」等の普通科以外の学科が設置可能となった。

- このため、大学や研究機関等と連携した高度な学びやスーパーサイエンスハイスクール¹⁴における取組を発展させた学び等、理数分野に特化した学びを提供する必要がある。

ウ グローバル探究科

- これまで外国語科においては、英語とロシア語の学びや国際交流を通して、語学力やコミュニケーション能力の向上が図られてきたが、語学力のみならず、更なるグローバル化に対応できる国際的素養を身に付けたグローバル人財を育成するため、令和6年度にグローバル探究科に改編された。
- このことを踏まえ、グローバルな視点による探究的・実践的な学びや、多様な文化や価値観を持った他者との協働的な学びを展開する必要がある。

エ スポーツ科学科

- スポーツに関する学びや多様な他者とのスポーツを通じた交流を通して、専門性を高めるだけでなく、豊かな心や自律心、協調性等を育成し、大学進学をはじめ、スポーツトレーナーや医療・福祉関係、栄養関係等、スポーツ関連の様々な方面に人財を輩出している一方で、より幅広い進路志望への対応が求められる。
- このため、スポーツが社会の活性化や共生社会の実現に寄与していることを踏まえ、スポーツを「する」だけではなく、「みる、支える、知る」といった多様なスポーツとの関わり方の視点に立った学びが必要である。
- また、柔軟な教育課程の編成や外部人材の活用等も必要である。

オ 表現科

- 表現、演劇、舞台芸術等に関する専門科目や、外部人材を活用したワークショップ等、表現に関する多様な学びを通して、コミュニケーション能力や表現力を育成しており、表現や演劇等に関する分野だけでなく、幅広い分野の大学等へ進学するなど、多様な人財を輩出している一方で、表現力が様々な分野で必要とされる力であることが中学生や保護者等に十分に理解されていない。
- このため、表現について幅広く学ぶ機会を増やしながら、生徒の進路志望の実現につなげるとともに、積極的に情報発信を行う必要がある。

¹⁴ スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術人材を育成することを目指し、文部科学省が指定した理数系教育に重点を置いた高等学校。

② 職業教育を主とする専門学科

ア 農業科

- 地域や関係機関等と連携した実習や課題研究等、実践的な学びを通して、就農者や農業関連分野への就職者、農業に関する大学や専修学校への進学者等、農業の様々な分野で必要とされる知識・技術を身に付けた人財を育成している一方で、農業を取り巻く環境の変化への対応が求められるほか、生徒数や教員数の減少に伴い、農地・施設の管理・運営が困難となっている。
- このため、外部人材や関係機関等の地域の教育資源の活用等により、農業の幅広い分野の学びを展開するとともに、高等学校間・学科間の連携や関係機関等との連携を図りながら、スマート農業等、農業を取り巻く環境の変化に対応した学びを推進する必要がある。
- また、生徒数や教員数が減少する中にあっても、引き続き充実した実習を行うため、農地・施設の管理・運営の在り方について検討する必要がある。

イ 工業科

- 地域や関係機関等と連携した実習や課題研究等、ものづくりを柱とした学びを通して、工業技術の基礎・基本のみならず、人間力や実践力、先を見通す力等を身に付けた技術者を育成している一方で、工業を取り巻く環境の変化への対応が求められる。
- このため、基礎学力や基礎的・基本的な技術を身に付け、最先端の知識・技術に触れることで学び続ける意欲を持つことができるよう、地域や企業、大学等と連携しながら、技術の高度化や情報技術の発展等、社会の変化に対応した学びを推進する必要がある。

ウ 商業科

- マーケティング、マネジメント、会計、ビジネス情報の4分野の商業に関する学びを通して、課題発見・解決する力やチャレンジする力等の実践力を育成している一方で、商業科の学習内容が中学生や保護者等に十分に理解されていない。
- このような状況の中、経済のグローバル化やＩＣＴの急速な進展等も踏まえ、商業の4分野に関する科目を幅広く開設するとともに、地域や企業等と連携しながら、グローバル社会における国際ビジネスの進展等、社会の変化を見据えた学びを推進するほか、積極的に情報発信を行う必要がある。

エ 水産科

- 漁業、航海、食品製造、船用機関等に関する学びを通して、漁業従事者、食品加工及び船舶機関の専門家等、将来の水産業関連のスペシャリストや本県の水産業を担う人財を輩出している一方で、水産業の6次産業化・技術革新等、水産業を取り巻く環境の変化への対応が求められる。
- このため、水産業の果たす役割や魅力を踏まえた学びを提供するとともに、「つくり育てる漁業」を含めた水産業が抱える課題の解決や水産業の活性化に向け、地域や企業、研究機関等と一体となった学びを推進する必要がある。
- 専攻科においては、海技士¹⁵（航海・機関）等の人財を引き続き育成する必要がある。

オ 家庭科

- 生活と福祉、服飾文化、調理等に関する学びを通して、専門的な知識・技術を身に付け、食や福祉、服飾等に関連する様々な方面に人財を輩出しているが、本県や地域の課題解決に寄与できる人財の育成が一層求められる。
- このような状況の中、少子高齢化やライフスタイルの多様化等も踏まえ、外部人材や関係機関等の地域の教育資源を活用しながら、食や福祉、服飾等の専門分野の特色ある学びを提供するとともに、他学科との連携の推進により学びの深化を図る必要がある。

カ 看護科

- 看護に関する学びを通して、看護人財を数多く輩出している一方で、専攻科では取得できない保健師や助産師の資格、看護科の教員免許の取得を目指す生徒もあり、看護の学びを生かした幅広い進路志望の実現を支援することが求められる。
- このような状況の中、医療を取り巻く環境の変化も踏まえ、大学や関係機関等と連携しながら、少子高齢化や医療的ケア児の増加等の社会の変化に対応した学びを提供するとともに、引き続き、専攻科と一体となった5年一貫教育による看護師養成に取り組む必要がある。
- また、専攻科修了後の大学への円滑な接続に向け、高大連携の体制整備を進める必要がある。

¹⁵ 海技士：「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定める大型船舶を運航するための資格を有する者。

③ 総合学科

- 総合学科は、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、共通教科から専門教科まで幅広く科目を開設し、生徒の能力や適性、興味・関心等に応じた教育活動を行い、多様な進路志望に対応している。
- また、原則として全ての生徒が入学年次に履修する「産業社会と人間」を通して、高等学校卒業後の進路を含めた自己の在り方・生き方について考えることで、将来の見通しを持った系列¹⁶・科目の選択や職業観・勤労観の育成につながっている。
- 一方で、小規模化による系列の選択肢の減少が課題となっているほか、他の学科との差別化が求められる。
- これらのことから、中学校や大学、地域との連携を更に強化しながら、外部人材や関係機関等の地域の教育資源を積極的に活用し、多様な分野の学びを提供するとともに、本県の専門学科では学べない特色ある科目や系列を超えた選択科目を設定するなど、社会の変化や生徒のニーズに対応した魅力ある教育課程を編成し、総合学科としての特色を明確にする必要がある。

(2) 定時制課程・通信制課程

- 定時制課程・通信制課程は、就業等のために全日制課程の高等学校に進学できない青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられたが、近年は、全日制課程からの転入学者・編入学者や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒のほか、自分のペースで学べることに魅力を感じ、定時制課程・通信制課程を積極的に選択する生徒が在籍しており、こうした生徒に広く高等学校教育を受ける機会を提供する役割が大きくなっている。
- 今後とも、このような役割を果たしながら、生徒の多様なニーズに対応するため、多様な選択科目を開設し、魅力ある教育課程を編成するなど、多様な学びを提供するとともに、関係機関等との連携や、スクールソーシャルワーカー¹⁷等の専門スタッフによる支援体制の強化等、生徒一人一人へのきめ細かな指導の充実を図る必要がある。
- 定時制課程においては、様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、募集人員を含めた午前部、午後部、夜間部それぞれの在り方について検討する必要がある。
- 通信制課程においては、通学が困難な生徒がスクーリングを受けやすい環境を整備するとともに、後期入学や年度中途の転入学・編入学に対応した体制を整備する必要がある。
- さらに、従来の全日制課程、定時制課程及び通信制課程の枠組みにとらわれず、学習時間帯や教科・科目を柔軟に選択できる体制についても検討する必要がある。

¹⁶ 系列：生徒の科目選択の参考となるように関連する科目をまとめたもの。

¹⁷ スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識を活用し、様々な課題を抱える生徒を取り巻く環境に働きかけ、学校・家庭・地域の関係機関をつなぎ、課題解決に向けて支援する専門スタッフ。

3 学校・学科の魅力づくりに向けた教育制度

- 教育制度の充実による学校・学科の魅力づくりに向け、生徒の多様なニーズや他県の事例等を踏まえながら、中高一貫教育や全日制普通科単位制、総合選択制、コミュニティ・スクール¹⁸等の教育制度を活用した教育内容の充実や情報発信、導入校の拡充や見直しを含めた今後の在り方について検討する必要がある。
- また、時代や社会の変化に対応するため、新たな教育制度の導入についても検討する必要がある。

(1) 中高一貫教育

- 併設型中高一貫教育では、中学校から高等学校までの6年間の計画的・継続的な指導やキャリア教育により、生徒の資質・能力を伸長しており、高い進学実績に結び付いている一方で、近年は受験者数の減少傾向や入学動機の多様化等の課題もある。
- このため、中高一貫教育校としての特色の明確化や魅力の発信、小学校等との連携等により、既導入校の更なる教育活動の充実や小学生・保護者等の理解促進を図る必要がある。
- 新たな設置については、これまでの効果や課題を検証し、周辺の市町村立中学校への影響や設置意義等を総合的に勘案した上で、判断する必要がある。設置する場合は、育成したい人財像を明確にする必要がある。
- 中等教育学校の新設や連携型中高一貫教育の導入については、他県における設置状況や本県におけるこれまでの導入事例等を検証した上で、併設型中高一貫教育校の新設への対応と併せて、検討する必要がある。

(2) 全日制普通科単位制

- 単位制は、生徒の興味・関心や進路志望に応じて科目を選択することができる制度であり、特色ある選択科目や生徒の進度に合わせた選択科目の設定等により、多様な学びが提供され、少人数指導も可能となっている。
- 既導入校については、こうした主体的な科目選択が可能となる単位制のメリットを生かせるような指導・支援により、生徒の学習意欲を喚起する必要がある。
- また、幅広い選択科目の設定や文系・理系に分けない教育課程の編成、大学や関係機関等との連携による学修等により、生徒や地域のニーズに応じた多様な学びを提供したり、高い水準の学力を身に付けたりすることができるよう、新たな導入についても検討する必要がある。

¹⁸ コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置する学校であり、学校運営に地域の声を積極的に生かしながら特色ある学校づくりを進めていくことを目指すもの。なお、文部科学省によると、高等学校における「地域」の捉え方として、学区や市町村などの行政区域で地域を限定するのではなく、各校の教育方針や教育活動の範囲に応じて柔軟に考えることが必要としている。

- なお、単位制の特性を考慮し、各校・各学科の役割や特長に応じて、普通科以外の学科に導入することも考えられる。

(3) 総合選択制

- 総合選択制は、複数の学科を有する高等学校において、所属する学科の学習を基本しながら、生徒の興味・関心や進路志望に応じて、学科の枠を超えて主体的に教科・科目を選択できる制度であり、職業選択の視野を広げ、幅広い進路志望への対応が可能となっている。
- 既導入校については、生徒の進路志望等に応じた多様な選択科目を設定するなど、更なる教育活動の充実を図る必要がある。
- 新たな導入については、これまでの効果や課題を検証し、学科の専門性を生かした教育活動の更なる充実に向けた在り方を検討した上で、判断する必要がある。

(4) コミュニティ・スクール

- コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせ、教育環境の更なる充実に取り組む「地域とともににある学校」を目指すための仕組みであり、各校がそれぞれの実情に応じた委員やコーディネーター等を確保しながら、地域の視点を取り入れ、地域と一体となった魅力ある高等学校づくりを進めていく必要がある。
- 新たな導入については、既導入校における取組状況等を踏まえ、各校の目的に応じた効果的な活用等を考慮しながら検討する必要がある。

(5) 入学者選抜制度

- 入学者選抜制度について、時代や社会の変化、中学生・保護者の高等学校選択におけるニーズ等を考慮しながら、選抜方法や実施時期、募集方法等、制度の在り方を検討していくことが望まれる。

第3 学校配置の方向性

1 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の観点

- ことの数が減少している中、一定の水準を満たした教育や、誰一人取り残さないきめ細かな教育を提供することで、生徒のウェルビーイングの向上を図る必要がある。
- また、生徒がこれからの時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸長することができる教育環境を提供する必要がある。
- これらのこと踏まえ、魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置の検討に当たっては、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮する必要がある。

(1) 高等学校教育を受ける機会の確保

- 全ての生徒が夢や志の実現に向けて高等学校を選択できるような環境づくりを進める必要がある。
- これまで地域と一体となった人財育成が進められてきたということ踏まえた学校配置とする必要がある。
- 地理的な要因等により高等学校への進学に支障が生じないよう、通学環境への配慮が必要である。

(2) 充実した教育環境の整備

- これからの時代に求められる人財の育成に向け、高等学校に求められる教育を提供できるよう、充実した教育環境を整備する必要がある。
- 特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒が増加していることを踏まえ、課程等にかかわらず、こうした様々な事情を抱えた生徒の多様な教育的ニーズに対応する必要がある。
- 生徒数が減少していく中にあっても、多様な他者との関わりを確保するため、高等学校間・学科間の連携や地域等との連携を更に推進し、高等学校教育の質の確保・向上を図る必要がある。

2 魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置

- 「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮し、高等学校教育を取り巻く環境の変化や教育的ニーズの多様化を見据えながら、生徒の可能性及び能力を最大限に伸長するための教育環境を提供することができる魅力ある高等学校づくりを進めるため、中・長期的な視点で計画的な学校配置に取り組む必要がある。
- 計画的な学校配置に当たっては、第2で挙げられた「ICTの活用による教育活動の充実」や「多様な主体との連携・協働」の方向性を考慮しながら、次の方針を踏まえる必要がある。

(1) 全日制課程

① 学校配置の考え方

- これまででは、学校規模の標準¹⁹等を踏まえた学校配置が進められてきたが、今後は、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移や産業動向、中学生のニーズ、地域の実情等を考慮し、大学進学や就職等幅広い進路選択に対応する高等学校、先進的な研究を実践する大学等を含む進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、様々な役割を担う高等学校を、生徒の通学環境に配慮しながら配置する必要がある。学校配置に当たっては、各校が担うそれぞれの役割に応じてより特色ある教育活動を実践することができる教育環境を提供する必要がある。

② 学校規模

- 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針²⁰では、生徒数が減少していく中にあっても、生徒一人一人がこれから時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することとし、学校規模の標準が定められている。
- 一方で、学校規模の標準を満たさない場合であっても、生徒一人一人に目が行き届いたきめ細かな指導や、地域と密着した様々な体験活動等の実践的な学びの提供が可能となっている。
- これらのことから、各地区における学校配置の状況や学校・市町村・地域の実情、中学生のニーズ等を踏まえ、各地区に一定規模を有する高等学校を配置しながら、きめ細かな指導が受けられ、生徒の通学環境に配慮した小規模校も配置するなど、学校規模も特色の一つと捉え、地区内に多様な高等学校を配置する必要がある。

¹⁹ 学校規模の標準：基本となる学校規模 … 1学年当たり4学級以上
重点校の学校規模 … 1学年当たり6学級以上
拠点校の学校規模 … 一つの専門学科で1学年当たり4学級以上

²⁰ 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針：青森県立高等学校将来構想検討会議の答申を踏まえ、平成30年度からおおむね10年間の県立高等学校の在り方を示したもの。（平成28年8月策定・令和2年8月改定）

③ 小規模校の配置

- 生徒数が減少する中にあっても、各地区における中学生の進路の選択肢を確保するため、これまで小規模校を配置してきたところであり、小規模校を希望する生徒にとって、小規模校はセーフティネットとしての役割を果たしてきた。また、地域の未来を担う人財の育成に寄与してきた。
- 一方で、大規模校と比較すると、小規模校では、多様な生徒との関わりが少なく、人間関係が固定化されやすいほか、教員数や生徒数が少ないため、教科・科目の専門性の維持や学校単独での行事の実施が難しい場合もあること等が課題として挙げられる。
- これらのこと踏まえ、「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の2つの観点を考慮し、今後とも小規模校の配置に配慮するとともに、配置に当たっては、地域と密着した様々な体験活動を行うなど、小規模校の特長を生かした教育活動を推進するほか、近隣の高等学校等との連携による合同授業や合同行事の実施、配信センターからの遠隔授業の実施、地域や関係機関等との共同事業体（コンソーシアム）の構築等、小規模校における教育活動の充実を図る必要がある。
- また、地域校²¹制度については、生徒の通学環境に配慮して高等学校が配置されている一方で、募集停止の基準に該当した場合は、地域や中学生等への影響が懸念される。
- しかし、高等学校教育の質の確保の観点からは、極端に生徒数が少なくなつた場合の対応として、募集停止を検討することとなる具体的な基準を設定する必要がある。当該基準の設定に当たっては、現行の募集停止等の基準を維持するのではなく、在籍生徒数を判断基準に加えたり、学校の活性化に向けた取組期間を設定したりするなど、新たな視点による基準について検討する必要があり、協働的な学びを確保できるかという視点で人数を判断することも考えられる。
- さらに、地域の理解と協力を得ながら、学校と地域が一体となって教育活動を推進することができる体制を整備する必要がある。
- これらのこと踏まえ、通学環境に配慮した高等学校を配置するため、当該高等学校の配置基準を含めた制度の在り方を検討するとともに、学校と地域が一体となった教育活動を推進する必要がある。
- なお、募集停止することとなった場合の対応として、通学が困難となる生徒に対する通学手段の確保・通学支援等について検討する必要がある。

²¹ 地域校：学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校であり、地域における通学状況を考慮した上で配置している。なお、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針では、地域校への対応として、募集停止等の基準を以下のとおり定めている。

- ・ 2学級規模の地域校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模とする。
- ・ 1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議する。

(2) 定時制課程・通信制課程

- 特別な教育的支援を必要とする生徒や義務教育段階における不登校経験を有する生徒、外国につながりのある生徒等、様々な事情を抱えた生徒のほか、自分のペースで学べることに魅力を感じ、定時制課程・通信制課程を積極的に選択する生徒の入学者数が増加傾向にある。また、全日制課程からの進路変更等に伴う転入学者・編入学者等も多く在籍している。
- こうした様々な事情を抱えた生徒や多様な学び方のニーズに対応するため、現状の配置を基本としつつ、全日制課程と合わせた学校配置を含め、拡充についても検討する必要がある。

3 学校配置と合わせて検討すべき事項

- 「魅力ある高等学校づくりに向けた学校配置」の検討に当たっては、本県の産業動向等を踏まえるとともに、生徒の進路志望の多様化や高等学校教育を取り巻く環境の変化を見据えた再編の方法のほか、学級編制の在り方や生徒の通学手段の確保・通学支援等についても検討する必要がある。
- また、具体的な取組を進めるに当たっては、市町村や地域等からの理解を得られるよう取り組むとともに、市町村や地域等から協力を得ながら人的・予算的な対応についても考慮する必要がある。

(1) 再編の方法等

- 教育環境の充実に向けた学校配置としては、学科の統合や異なる学科の高等学校の統合のほか、社会の変化を見据えた学びを提供できるような学科の設置、キャンパス制の導入、教育活動の充実に向けた中学校等との併設等が考えられる。
- 学科の統合や異なる学科の高等学校の統合に当たっては、これまで行ってきた統合の効果や課題を踏まえるとともに、地域の学校配置の状況も考慮しながら、各校・各学科の特色を生かしつつ新たな学びの創出が可能であるかといった観点でも検討する必要がある。
- また、本県の基幹産業に関する学科の学びを維持するため、単独校として配置することが難しい場合には、統合等により配置することも考えられる。

(2) 学級編制

- 高等学校の学級編制は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律により、1学級の生徒数は40人を標準とすることとなっているが、本県では、普通科を有する一部の2学級規模の高等学校や、農業科・工業科・水産科を有する高等学校等において、少人数学級編制が実施されている。
- 少人数学級編制とすることで、多様な生徒への対応の充実につながるとともに、実習や課題研究において、危険を伴う作業等であっても教員の目が行き届き安全面において有効であるなど、きめ細かな指導が可能となっている。
- 今後は、少人数学級編制の効果的な実施に向けて、実施校における効果や課題等を検証するとともに、各校の特色を踏まえた学級編制や実施校の拡充について検討する必要がある。
- なお、少人数学級編制のほか、単位制の導入により、生徒の興味・関心や進路志望等に応じた選択科目を設定することで、少人数指導も可能となることを踏まえ、各校・各学科の特長に応じて、少人数学級編制の実施や単位制の導入を検討することも考えられる。

(3) 通学手段の確保・通学支援

- 公共交通機関の利便性等の変化による生徒の通学環境への影響や、遠方から通学している生徒の通学時間及び通学費の負担等が課題となっている。
- このため、県と市町村や交通事業者等とが連携し、公共交通機関の増便やダイヤの改正、スクールバスの運行や寮の整備、通学費や下宿代の補助等、生徒の通学手段の確保・通学支援の充実に向けた対応を検討する必要がある。
- なお、通学手段の確保・通学支援に当たっては、地域公共交通への影響を考慮する必要がある。

第4 地域等の理解と協力の下での魅力ある高等学校づくり

- 生徒がこれから時代に求められる力を身に付け、可能性及び能力を最大限に伸長することができる教育環境を提供するため、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となって魅力ある高等学校づくりを進めるとともに、地域等の理解と協力の下で、高等学校教育改革を進める必要がある。
- 「充実した教育環境の整備」と「各地域の実情への配慮」の2つの点に留意し、高等学校教育を推進するため、市町村等と緊密な連携を図るとともに、高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、実施計画が策定され、現在、魅力ある高等学校づくりに向けた取組が進められている。
- 今後も魅力ある高等学校づくりに向け、様々な機会を捉えて地域等の意見を伺いながら実施計画を策定する必要がある。
- 具体的には、市町村やP T A等と意見交換する場を設定し、あらかじめ地区の具体的な学校配置等について意見を伺うとともに、実施計画等について、広く県民へ説明し意見を伺う場を設定したり、パブリック・コメントを実施したりする必要がある。
- また、統合を行う場合には、統合の対象となる高等学校の関係者等により、統合校の教育活動の充実に向けた検討を行う必要がある。

おわりに

青森県立高等学校魅力づくり検討会議は、延べ38回にわたる会議（検討会議8回、第1分科会6回、第2分科会5回、地区部会19回）を開催し、多くの委員の知見を結集してきた。

この間、各市町村、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校校長協会、PTA、産業界関係者への意見聴取、県内13校の学校視察、高等学校教育に関する意識調査等を通して、本県高等学校教育の現状と課題の把握に努め、多角的な視点から審議・検討を重ねてきた。

また、「青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）」の公表の際には、地区懇談会や意見募集等を通して、広く御意見を伺うなど、多くの県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、約2年間にわたる審議・検討を経て、これから高等学校教育を受けるこどもたちにとって望ましい方向性について示すことができた。

この検討結果報告を踏まえ、県教育委員会において、令和10年度以降の県立高等学校教育改革の基本的な考え方を整理し、魅力ある高等学校づくりに向けた具体的な取組を推進することとなるが、検討結果報告の締めくくりとして以下の3つの点について提言したい。

第一に、各校における教育活動全体の魅力づくりに向けた人的・予算的な対応についてである。各校における教育活動の更なる充実を図るために、各校の特色を生かした取組の推進、ICTの活用、特別な教育的支援を必要とする生徒への対応等に加え、多様な主体との連携・協働が必要であることは前述のとおりであるが、こうした取組を進めるに当たっては、教員や専門スタッフの配置の充実、安定的かつ継続的な財源の確保等、人的・予算的な対応が必要不可欠である。県教育委員会には、各校が充実した教育活動を展開できるよう十分に支援していただきたい。

第二に、学校における働き方改革の推進についてである。教員は公教育の要であり、教職生涯を通じて学び続け、こどもたち一人一人の学びを最大限に引き出す役割を担っている。このため、教員が心身ともに充実した状態で、こどもたちと向き合うことのできる時間を十分に確保し、より効果的な教育活動を行うことができる環境を整備する必要がある。学校における働き方改革の推進に当たっては、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等の県全体が一体となって取組を進めることが重要である。特に、県教育委員会には、教員が自らの人間性や創造性を高め、能力や専門性を最大限に発揮し、生き生きと日々の教育活動に取り組むことができるよう、教員の業務の負担軽減を図るなど、学校における働き方改革の取組を加速していただきたい。

第三に、入学者選抜制度についてである。社会が急激に変化し、中学生の進路志望の多様化が進むなど、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえると、選抜方法や実施時期等を柔軟に変えるなど、中学生にとってより良い制度となるよう、入学者選抜制度の在り方を検討していただきたい。

以上3点に共通しているのは「こどもたちにより良い教育環境を整えたい」という我々の強い思いが前提となっていることである。教育についてはそれぞれの経験や考え方に基づく様々な意見があつてしかるべきであり、本検討会議においても異なる角度から多様な意見があった。我々の「こどもたちのために」という思いは一致しており、このことは我々のみならず、県民一人一人が抱いている共通の思いであろう。

今後、更なる生徒数の減少が見込まれている中、魅力ある高等学校づくりに当たっては、高等学校が単独で充実した教育活動を展開していくには限界があり、学校、地域、保護者、企業、県教育委員会等が横断的に連携することが必要不可欠である。本検討会議においても幾度となく話題に上がった「連携」は、魅力ある高等学校づくりを進める上でのキーワードとなり得るものであり、多様な主体との連携・協働を図りながら、県全体が一体となって魅力ある高等学校づくりに向けた取組を進められることが求められる。

県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、本検討結果報告書の趣旨を踏まえた取組が進められ、本県高等学校教育のより一層の充実に資することを切に願っている。

最後に、審議に当たって御意見をいただいた市町村教育委員会教育長、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県商工会議所連合会、学校視察等で多大な御協力をいただいた各高等学校、地区懇談会や意見募集において御意見をお寄せくださった方々をはじめ、本検討会議の審議に御協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる敬意と感謝の念を表する。

附 屬 資 料

資料 1	検討依頼書	24
資料 2	青森県立高等学校魅力づくり検討会議設置要綱	27
資料 3	青森県立高等学校魅力づくり検討会議委員名簿	30
資料 4	審議経過	36
資料 5	各地区部会の検討過程における主な意見	40

資料 1 検討依頼書

青教高第97号
令和5年5月29日

青森県立高等学校魅力づくり検討会議議長 殿

青森県教育委員会教育長

令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方について

このことに関する次の事項について、理由を添えて検討を依頼します。

- 1 これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について
- 2 生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

理由書

県教育委員会では、社会や時代の変化に対応した高等学校教育改革を推進してきたところであります、現在は、青森県立高等学校将来構想検討会議の答申（平成28年1月）を踏まえて策定した青森県立高等学校教育改革推進計画により、「充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮」、「『オール青森』の視点による取組」及び「県民の理解と協力の下での計画策定」の考え方を踏まえ、①学校・学科の充実、②計画的な学校配置、③魅力ある高等学校づくりなどの取組を進めているところです。

このような中、人口減少や社会のグローバル化、経済や生活環境の変化、価値観の変化・多様化が進み、本県の教育を取り巻く環境の更なる変化が見込まれています。

本県の子どもたちが、変化し続ける社会に対応するために必要となる力を身に付け、未来を切り拓き、豊かな人生を送るとともに持続可能な社会の創り手となることができるよう、学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための「魅力ある高等学校づくり」を更に推進する必要があります。

以上のことから、令和10年度以降の魅力ある県立高等学校の在り方に関する「これから時代に求められる力を育む学校・学科の充実」と「生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置」について、次のとおり検討をお願いするものです。

1 これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について

近年では、高等学校進学率が99%を超え、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が多様化している中で、高等学校教育の質の確保・向上を図るため、重点校・拠点校と各高等学校との連携や多様な教育制度の導入等に取り組んできました。

このような中、これまで以上に多様化する生徒の学習ニーズに対応するとともに、社会のグローバル化や情報化等、高等学校を取り巻く環境の変化や本県の産業構造等を踏まえた、学校・学科の更なる充実が求められております。

このため、これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実の方向性について、検討する必要があります。

2 生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

これまで、中学校卒業者数が減少する中にあっても、高等学校教育を受ける機会の確保と充実した教育環境の整備の観点を踏まえ、一定規模以上の高等学校を配置するとともに、できるだけ地域の高等学校を存続するなど、地域の実情等を考慮しながら柔軟な学校配置を行ってきました。

今後、中学校卒業者数の更なる減少が見込まれる中においても、生徒がこれからの時代に求められる力を身に付けるための学びを提供できる教育環境の整備が求められております。

このため、生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置の方向性について、検討する必要があります。

資料2 青森県立高等学校魅力づくり検討会議設置要綱

(設置)

第1 本県の子どもたちの夢や志の実現に向けた令和10年度以降の県立高等学校の在り方を検討するため、青森県立高等学校魅力づくり検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が検討を依頼する次の事項について調査審議し、教育長に報告する。

- (1) これから時代に求められる力を育む学校・学科の充実について
- (2) 生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

(検討会議)

第3 検討会議は25人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 3 検討会議に議長及び副議長各1人を置く。
- 4 議長及び副議長は、委員の互選による。
- 5 議長は、会議を主宰する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分科会)

第4 検討会議に、次の表の右欄に掲げる事項を調査検討するため、左欄に掲げる分科会を置く。

名 称	調 査 検 討 事 項
第1分科会	これからの時代に求められる力を育む学校・学科の充実について
第2分科会	生徒一人一人に充実した教育環境を提供するための学校配置について

- 2 分科会は、調査検討した結果を検討会議に報告する。
- 3 分科会は、検討会議の委員（議長及び副議長を除く。）及び専門委員（以下「検討会議委員等」という。）で構成し、検討会議の委員が所属する分科会は議長が指定する。
- 4 専門委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
 - (1) 教育関係者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

- 5 分科会に分科会長及び分科会副会長各1人を置く。
- 6 分科会長及び分科会副会長は、検討会議委員等の互選による。
- 7 分科会長は、分科会を主宰する。
- 8 分科会副会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地区部会)

- 第5 検討会議に、次に掲げる地区部会を置く。
- (1) 東青地区部会
 - (2) 西北地区部会
 - (3) 中南地区部会
 - (4) 上北地区部会
 - (5) 下北地区部会
 - (6) 三八地区部会
- 2 地区部会は、検討会議又は分科会からの求めに応じて、地区の意見をとりまとめ、報告する。
 - 3 各地区部会は、10人以内の地区部会委員で組織する。
 - 4 地区部会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
 - 5 地区部会に地区部会長及び地区部会副会長各1人を置く。
 - 6 地区部会長及び地区部会副会長は、地区部会委員の中から議長が指名する。
 - 7 地区部会長は、地区部会を主宰する。
 - 8 地区部会副会長は、地区部会長を補佐し、地区部会長に事故あるとき、又は地区部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第6 第3から第5までに規定する委員等の任期は、委嘱した日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

- 第7 検討会議は、教育長が招集する。
- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8 議長は、必要があるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(準用規定)

第9 第7及び第8の規定は、分科会及び地区部会の会議に準用する。

(庶務)

第10 検討会議、分科会及び地区部会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、検討会議、分科会及び地区部会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

資料3 青森県立高等学校魅力づくり検討会議委員名簿

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
石 岡 由美子	陸奥新報社 編集局報道部長	
岩 川 亘 宏	前県立三本木高等学校 校長	
大瀬 幸 治	県立五所川原高等学校 校長	
葛 西 崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
葛 西 孝 之	青森県高等学校 P T A連合会 顧問	
香 取 真 理	青森公立大学 教授・図書館長	議長 (R6. 9. 2~)
菊 地 建 一	元県立弘前中央高等学校 校長	
木 村 和 彦	デーリー東北新聞社 取締役編集局長	
木 村 信 一	前青森市立浦町中学校 校長	R5. 5. 29~R6. 3. 31
工 藤 裕 司	青森市教育委員会 教育長	
小 泉 朋 雄	県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R6. 5. 1~
甲 田 一 博	前青森県農業経営士会 会長	
郡 千寿子	武庫川女子大学 副学長	議長 (R5. 5. 29~R6. 6. 28)
近 藤 鉄 也	青森市立浪打中学校 校長	R6. 4. 18~
里 村 智 彦	八戸聖ウルスラ学院高等学校 校長	
高 橋 英 樹	県立青森高等学校 校長	副議長
中 村 拓 也	青森市漁業協同組合 奥内漁業研究会 会長	
中 村 佐	元県立五所川原高等学校 校長	
中 村 豊	前県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R5. 5. 29~R6. 3. 31
花 松 憲 光	青森県工業会 事務局長	
前 田 済	元県立青森東高等学校 校長	
村 本 卓	八戸学院大学 地域経営学部長	
山 本 隆 悅	元県立野辺地高等学校 校長	
横 岡 千和子	青森県P T A連合会 会長	
吉 川 康 久	青森県生涯学習審議会 副会長	
米内山 裕	元県立八戸西高等学校 校長	

<第1分科会>

(五十音順 敬称略)

	委員名	役職等	備考
検討会議委員	岩川亘宏	前県立三本木高等学校 校長	
	葛西崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	分科会副会長 (R5.5.29～R6.9.1) 分科会長 (R6.9.2～)
	香取真理	青森公立大学 教授・図書館長	分科会長 (R5.5.29～R6.9.1)
	木村和彦	デーリー東北新聞社 取締役編集局長	
	小泉朋雄	県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R6.5.1～
	甲田一博	前青森県農業経営士会 会長	
	里村智彦	八戸聖ウルスラ学院高等学校 校長	
	中村拓也	青森市漁業協同組合奥内漁業研究会 会長	
	中村豊	前県立三本木農業恵拓高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
	花松憲光	青森県工業会 事務局長	
専門委員	前田済	元県立青森東高等学校 校長	分科会副会長 (R6.9.2～)
	米内山裕	元県立八戸西高等学校 校長	
	及川正顕	県農林水産部 次長	R5.5.29～R6.3.31
	長内和人	旧県商工労働部 次長	R5.5.29～R6.3.31
	柿崎朗	県立青森第二高等養護学校 校長	
	川野優子	県立青森中央高等学校 校長	
	北城高広	前県立弘前工業高等学校 校長	R5.5.29～R6.3.31
	工藤和樹	県立弘前工業高等学校 校長	R6.5.1～
	栗林豊	県農林水産部 次長	R6.5.1～
	小森直樹	県立三本木高等学校 校長	
	坂上佳苗	県立北斗高等学校 校長	
	田中正也	県立青森商業高等学校 校長	
	種市朋哉	県立八戸北高等学校 校長	
	山口郁彦	県経済産業部 次長	R6.5.1～

<第2分科会>

(五十音順 敬称略)

	委 員 名	役 職 等	備 考
検討会議委員	石 岡 由美子	陸奥新報社 編集局報道部長	
	大瀬 幸治	県立五所川原高等学校 校長	
	葛 西 孝 之	青森県高等学校 P T A連合会 顧問	
	菊 地 建 一	元県立弘前中央高等学校 校長	
	木 村 信 一	前青森市立浦町中学校 校長	分科会副会長 (R5. 5. 29～R6. 3. 31)
	工 藤 裕 司	青森市教育委員会 教育長	
	近 藤 鉄 也	青森市立浪打中学校 校長	分科会副会長 (R6. 4. 18～)
	中 村 佐	元県立五所川原高等学校 校長	
	村 本 卓	八戸学院大学 地域経営学部長	分科会長
	山 本 隆 悅	元県立野辺地高等学校 校長	
専門委員	横 岡 千和子	青森県P T A連合会 会長	
	吉 川 康 久	青森県生涯学習審議会 副会長	
	奥 田 昌 範	県交通・地域社会部 次長	R6. 4. 18～
	島 元 力	県立弘前中央高等学校 校長	
	志 村 博	県立百石高等学校 校長	
	千 葉 雄 文	旧県企画政策部 次長	R5. 5. 29～R6. 3. 31
	豊 島 信 幸	前県総務部 次長	R5. 5. 29～R6. 3. 31
	中 川 伸 吾	県立八戸水産高等学校 校長	
	檜 山 和 宏	県財務部 次長	R6. 4. 18～

<東青地区部会>

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
今 別 幸 司	青森市立南中学校 校長	
岡 一 仁	県立青森西高等学校 校長	
小田桐 世 長	前県立青森南高等学校 教頭	R5. 5. 29～R6. 3. 31
賀 田 州 一	青森市立南中学校 P T A 会長	
菊 池 真理子	県立青森東高等学校 教頭	R6. 5. 1～
工 藤 裕 司	青森市教育委員会 教育長	地区部会副会長
齊 藤 雅 美	あおもりN P Oサポートセンター 理事長	
前 田 浩	元県立青森東高等学校 校長	地区部会長
三 浦 基	青森商工会議所青年部 監事	
棟 方 丈 博	青森市立古川中学校 P T A 会長	

<西北地区部会>

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
児 玉 恵 昭	深浦町立深浦小学校 P T A	
齋 藤 実	前県立木造高等学校 教頭	R5. 5. 29～R6. 3. 31
佐々木 勝 規	五所川原市立五所川原第一中学校 校長	
佐々木 邦 和	五所川原商工会議所青年部 副会長	
竹 浪 尚 志	五所川原市立五所川原第三中学校 P T A 会長	
玉 井 勝 弘	県立五所川原農林高等学校 校長	
田 村 博 文	県立鰺ヶ沢高等学校 教頭	R6. 5. 1～
中 村 佐	元県立五所川原高等学校 校長	地区部会長
奈 良 陽 子	子どもネットワーク・すてっぷ 代表理事	
原 真 紀	五所川原市教育委員会 教育長	地区部会副会長
山 谷 光 寛	つがる市教育委員会 教育長	R6. 3. 14～

<中南地区部会>

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
池 田 守 臣	黒石市連合 P T A 会長	
岩 渕 智 恵	弘前市立船沢中学校 校長	
大 西 晶 子	S E E D S N E T W O R K 理事長	
菊 地 建 一	元県立弘前中央高等学校 校長	地区部会長
古 川 浩 樹	県立弘前高等学校 校長	
中 村 好 孝	弘前商工会議所青年部 会長	R5. 5. 29～R6. 5. 16
奈 良 拓 昌	平川市立平賀東小学校 P T A	
成 田 圭 介	弘前商工会議所青年部 副会長	R6. 5. 17～
藤 田 明 彦	前県立弘前実業高等学校 教頭	R5. 5. 29～R6. 3. 31
吉 岡 智	県立弘前実業高等学校 教頭	R6. 5. 1～
吉 田 健	弘前市教育委員会 教育長	地区部会副会長

<上北地区部会>

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
今 泉 利江子	十和田商工会議所女性会 理事	R6. 3. 14～
岩 川 亘 宏	前県立三本木高等学校 校長	地区部会長
姥 沢 達 彦	十和田商工会議所青年部 副会長	R6. 5. 17～
太 田 浩 之	三沢市立堀口中学校 校長	
小 笠 原 理 高	前県立七戸高等学校 教頭	R5. 5. 29～R6. 3. 31
小 倉 民 生	県立野辺地高等学校 校長	R6. 5. 1～
黒 田 真 之	十和田商工会議所青年部 監事	R5. 5. 29～R6. 5. 16
新 堂 善 史	三沢市立岡三沢小学校 P T A 副会長	
濱 端 美奈子	県立三沢商業高等学校 教頭	R6. 5. 1～
前 田 智 子	ちーむ野 o p e n 代表	
前 野 幸 子	六戸町立七百中学校 P T A	R5. 5. 29～R6. 6. 12
丸 井 英 子	十和田市教育委員会 教育長	地区部会副会長
三 浦 真	前県立三沢商業高等学校 校長	R5. 5. 29～R6. 3. 31
向 井 香奈子	野辺地町立野辺地中学校 P T A	R6. 6. 13～

<下北地区部会>

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
阿 部 謙 一	むつ市教育委員会 教育長	地区部会副会長
岩 渕 崇	むつ市連合 P T A 会長	
小山内 秀 樹	県立田名部高等学校 教頭	
折 舘 渉	東通村立東通中学校 校長	
小 寺 将 太	t s u m u g u 代表理事	
坂 部 大 介	むつ市立大畠小学校 P T A 会長	R6. 3. 14～
佐 藤 俊 介	むつ商工会議所青年部 監事	
千 葉 栄 美	前県立大湊高等学校 校長	R5. 5. 29～R6. 3. 31
野 中 貴 健	むつ市立大畠中学校 P T A	R5. 5. 29～R6. 6. 12
野 呂 政 幸	県立むつ工業高等学校 校長	R6. 5. 1～
畠 中 貢	東通村立東通中学校 P T A	R6. 6. 13～
山 本 隆 悅	元県立野辺地高等学校 校長	地区部会長

<三八地区部会>

(五十音順 敬称略)

委 員 名	役 職 等	備 考
五十嵐 淳	サンノヘエール 代表	
伊 崎 己 治	八戸市立白山台中学校 校長	R6. 5. 17～
久 保 隆 明	八戸市立第一中学校 P T A	
齋 藤 信 哉	八戸市教育委員会 教育長	地区部会副会長
佐 藤 努	県立八戸工業高等学校 校長	
竹 花 和 人	前八戸市立根城中学校 校長	R5. 5. 29～R6. 3. 31
富 岡 朋 尚	八戸市立根城中学校 P T A 会長	
中 野 正 信	八戸商工会議所青年部 副会長	
畠 井 和 人	県立八戸高等学校 教頭	
米内山 裕	元県立八戸西高等学校 校長	地区部会長

資料4 審議経過

<検討会議>

回	年月日	内 容
1	令和5年5月29日	(全体会) ○議長等選出、検討依頼 ○県立高等学校教育改革のこれまでの取組 ○高等学校教育改革を巡る動向 [講演] ○これからの中高一貫教育に求めること・魅力づくりに必要なこと
2	令和5年7月7日	○学校・学科・教育制度等の現状 ○本県高等学校における教育活動の状況 [実践発表] ○第1分科会での調査検討に当たって必要な視点 (第1分科会への調査検討指示)
3	令和6年2月28日	○学校視察について [報告] ○高等学校教育に関する意識調査について [報告] ○学校・学科の充実の方向性について (第1分科会報告) ○これからの中高一貫教育に求めること ○第2分科会での調査検討に当たって必要な視点 (第2分科会への調査検討指示)
4	令和6年9月2日	○学校配置の方向性について (第2分科会報告) ○第1分科会報告及び第2分科会報告を踏まえた全体の整理について
5	令和6年10月7日	○第1分科会報告及び第2分科会報告を踏まえた全体の整理について
6	令和6年10月28日	○青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況 (中間まとめ案) について ○「中間まとめ」に関する意見募集等について
7	令和7年1月27日	○県民からの意見募集等の結果について [報告] ○検討結果報告 (案)
8	令和7年2月20日	○検討結果報告

<第1分科会>

回	年月日	内 容
1	令和 5 年 5 月 29 日	(全体会)
2	令和 5 年 8 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの検討会議における検討状況について ○第1分科会における調査検討の進め方について ○学校・学科の在り方（各学科の現状と今後の方向性）について
3	令和 5 年 9 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・学科の在り方（各学科の現状と今後の方向性）について
4	令和 5 年 10 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校教育に関する意識調査（速報）及び県小学校長会・県中学校長会への意見照会結果について ○学校・学科の在り方について
5	令和 5 年 11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・学科の充実の方向性（整理案）【たたき台】について
6	令和 6 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区部会での検討結果について【報告】 ○学校・学科の充実の方向性（整理案）について ○第2分科会での検討に関連する事項について

<第2分科会>

回	年月日	内 容
1	令和 5 年 5 月 29 日	(全体会)
2	令和 6 年 3 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・学科の充実の方向性について（第1分科会報告） ○第2分科会における調査検討の視点と進め方について ○学校配置の方向性等の検討
3	令和 6 年 4 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校配置の方向性等の検討
4	令和 6 年 5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ○学校配置の方向性（整理案）【たたき台】について
5	令和 6 年 8 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> ○各地区部会での検討結果について【報告】 ○学校配置の方向性（整理案）について

<地区部会>

回	年月日	内 容
1	令和 5 年 5 月 29 日	(全体会)
2	[東青地区] 令和 5 年 12 月 20 日 [西北地区] 令和 5 年 12 月 14 日 [中南地区] 令和 5 年 12 月 12 日 [上北地区] 令和 5 年 12 月 18 日 [下北地区] 令和 5 年 12 月 19 日 [三八地区] 令和 5 年 12 月 21 日	○地区部会における検討の進め方について ○学校・学科の充実の方向性（整理案）【たたき台】について
3	[東青地区] 令和 6 年 6 月 27 日 [西北地区] 令和 6 年 6 月 27 日 [中南地区] 令和 6 年 6 月 25 日 [上北地区] 令和 6 年 6 月 24 日 [下北地区] 令和 6 年 6 月 26 日 [三八地区] 令和 6 年 6 月 28 日	○地区部会における検討の進め方について ○学校配置の方向性（整理案）【たたき台】について
4	[東青地区] 令和 6 年 11 月 19 日 [西北地区] 令和 6 年 11 月 18 日 [中南地区] 令和 6 年 11 月 19 日 [上北地区] 令和 6 年 11 月 26 日 [下北地区] 令和 6 年 11 月 21 日 [三八地区] 令和 6 年 11 月 20 日	○青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）について

＜高等学校教育に関する意識調査＞

1 調査の目的

本県高等学校教育の現状と課題を踏まえ、今後の高等学校教育の在り方について検討していくための資料を得ることを目的とする。

2 調査対象者

中学生、高校生、保護者、教員、市町村関係者、県内企業

3 調査期間

令和 5 年 7 月 3 日 ~ 令和 5 年 7 月 14 日

＜学校視察＞

地 区	年 月 日	視 察 先
東青地区	令和 5 年 9 月 4 日	北斗高等学校
	令和 5 年 10 月 5 日	青森高等学校
	令和 5 年 12 月 20 日	青森商業高等学校
西北地区	令和 5 年 12 月 14 日	鰺ヶ沢高等学校、五所川原農林高等学校
中南地区	令和 5 年 12 月 12 日	黒石高等学校、弘前実業高等学校
上北地区	令和 5 年 12 月 18 日	三本木高等学校、十和田工業高等学校
下北地区	令和 5 年 12 月 19 日	田名部高等学校、大湊高等学校
三八地区	令和 5 年 12 月 21 日	名久井農業高等学校、八戸水産高等学校

＜中間まとめに関する地区懇談会＞

地 区	年 月 日	会 場	参 加 者 数
東青地区	令和 6 年 11 月 22 日	県民福祉プラザ	6 人
西北地区	令和 6 年 11 月 18 日	五所川原市中央公民館	10 人
中南地区	令和 6 年 11 月 19 日	弘前市民文化交流館	5 人
上北地区	令和 6 年 11 月 25 日	十和田商工会議所会館	2 人
下北地区	令和 6 年 11 月 21 日	むつ来さまい館	6 人
三八地区	令和 6 年 11 月 20 日	八戸総合卸センター	6 人

資料5 各地区部会の検討過程における主な意見

資料4にもあるとおり、地区部会では、

① 学校・学科の充実の方向性（整理案）【たたき台】

② 学校配置の方向性（整理案）【たたき台】

③ 青森県立高等学校魅力づくり検討会議におけるこれまでの検討状況（中間まとめ）について、各地区の実情に応じた視点による意見集約をしていただいたものであり、本資料にはこれらの意見を掲載している。

なお、地区部会で挙げられた意見のうち、県全体の視点による意見については、各分科会報告及び中間まとめに含まれているため、掲載は省略している。

1 東青地区部会

（1）学校・学科の充実の方向性に関する意見

- 青森市ではねぶたアート等のアートに関する取組が進められようとしているほか、県内に美術館が5つもある都道府県は少ないため、その特長を生かすべきである。これらを踏まえ、県内の美術館で働く人財を地元で育成したり、美術を好きなこどもたちを青森県に呼び込んだりすべき。
- 青森市のホタテ養殖業者の多くが被害にあったほか、陸奥湾における水産業の話題が多く取り上げられているにもかかわらず、東青地区に水産業に関する学科がなく、水産業に関する課題を解決するための人財を育成する場がないことは不安である。
- 東青地区において、こどもたちが本当にやりたいことを追求できる学びの場を提供するような特色ある取組を行えば、全国から生徒を集められると考える。
- 東青地区においては、交通の利便性など、地区の持つ利点を生かしながら、幅広く生徒を募集することも考えられる。
- 青森市の中学生は情報端末等を活用した学習に慣れており、その特長を生かすべき。ＩＣＴについては、教員が対応できていない現状があるが、小・中学校では、青森市内でA型ドリル教材の活用などについて検討していくので、高校においてもＩＣＴの活用を進めてほしい。
- 青森市では全ての小・中学校で教室に入ることができないこどもたちを対象に、校内教育支援センターで教室の授業をオンラインで見ながら自習するなどの取組を行っている。高校でもそのような取組を進める必要がある。
- 学習と部活動の両面から、6年間の継続的な指導を行える中高一貫教育の効果は非常に高いと考えられるため、青森市内にも中高一貫教育校を配置してほしい。
- 東青地区において、小・中学校との連携が進められていることに加え、コミュニティ・スクールの制度が確立されていることから、東青地区全体で小中高の縦の連携を進めることも重要である。

- こどもたちに充実した学びを提供していくためには、多くの地域の人との関わりが必要であり、地域に1校のみ配置されている高校では、自治体が総務省にコーディネーターの派遣を要請しているが担い手が少なく、大学の協力を得てコーディネーターを斡旋してもらうといった連携も行っている。複数高校が配置される市部では、こういった大学との連携も参考しながら、東青地区でも可能となればよい。

(2) 学校配置の方向性に関する意見

- 東青地区において、職業学科や総合学科の配置は妥当だと思う。
- 中学生は、県立高校の看護科を志望する場合、黒石高校への進学しか選択肢がない。県立中央病院と青森市民病院の統合により、医療の面でも青森市が中心になっていく動きがある中、新設される病院の近くに看護科や、薬学系の大学進学を見据えた学科を有する高校を配置してもよいと考える。
- 東青地区には、他地区にはない特色が様々あることから、東青地区の良さを再認識し、アピールできる人財の育成に重点を置いた学科を設置すべき。また、青森市は陸奥湾に面していることから、水産業に関わる学科があつても良いと考える。
- 授業を受けたくても受けられない生徒への対応として、文部科学省では遠隔教育の一層の推進を図っている。東青地区でも大規模校が多いという強みを生かし、全ての生徒に教育を提供できるような方法を考えていきたい。
- 外ヶ浜町や今別町では電車の運行がなくなり、通学手段がバスのみとなっている。私立高校へ通学する同地域のこどもたちは私立高校が運行するスクールバスを利用しているが、県立高校へ通学する同地域のこどもたちは通学に大変な労力が必要となっているため、県立高校もスクールバスを運行してほしい。

2 西北地区部会

(1) 学校・学科の充実の方向性に関する意見

- 西北地区では、私立高校の通信制やアシストクラスを希望するこどもたちが多くなってきているように感じており、今後、西北地区の県立高校としても、多様な生徒を受け入れる環境を整備する必要がある。
- 地域としては、県教育委員会が設定した重点校、拠点校、地域校という指定が普通科を強調しているように聞こえ、総合学科等の各校の魅力を阻害することにつながっているのではないかと危惧している。また、重点校、拠点校、地域校の名称を変更あるいは廃止するべきではないか。

(2) 学校配置の方向性に関する意見

- 深浦地区から通える西津軽郡と北津軽郡には、県立高校は2校しかないことを十分に考慮してほしい。
- 一定の教育水準を保つためにも、西北地区の進学校である五所川原高校を4学級にするなど、倍率が1倍を超えるようにしてほしい。学級数を減らすことに伴い教員数が不足し科目の開設に支障があるのであれば、ＩＣＴを活用し青森高校や弘前高校の授業を配信することで対応してほしい。

- 西北地区において、サテライト教室のようなものを設置し、ＩＣＴを活用しながら、他校の授業を受けることができるような環境を整備することで、地域の高校を閉校することなく、生徒のニーズにも対応できるのではないか。地域によっては、高校がなくなることで地域の活性化にも大きく影響するため、サテライト教室を設置することで、協力してくれる自治体も出てくると思う。また、サテライト教室には、管理能力がある校長経験者を再任用で配置することで、多様な対応が可能になると考える。これから20年、30年後のことを考えれば、サテライト教室における遠隔授業等を実施していかないと、地域から人がいなくなってしまうのではないかといった危機感を持っており、そういった新たな制度も含めた仕組みづくりを検討していく必要がある。
- 西北地区の中学生が進路選択をするに当たって、通学環境は非常に重要な要素であり、スクールバスでの送迎や寮の有無が判断基準の一つになることもある。なお、寮がある高校については、通学時間の短縮のためにもなくしてはならない。

3 中南地区部会

(1) 学校・学科の充実の方向性に関する意見

- 私立の中高一貫教育校の設置に関わった際、教育効果が高いと感じたため、中南地区にも公立の中高一貫教育校を設置してはどうか。
- 弘前市の高校では入試倍率が特に高く、生徒や保護者の心理的負担が大きいことを踏まえ、全県的な入試倍率の平準化について考慮する必要がある。
- 「青森市・弘前市・八戸市の3市にある多くの普通高校の倍率が1倍を超えている」という意見はあるが、弘前市では普通高校に限らず全ての高校で入試倍率が1倍を超えているなど、青森市、八戸市とも状況が異なる。

(2) 学校配置の方向性に関する意見

- 中南地区の基幹産業は農業、工業、観光であり、中南地区の高校は、そのほとんどをカバーしている。
- 入試倍率の平準化のためには、高倍率となっている高校の募集人員を増やすことが考えられるが、他地区からの更なる流入を助長してしまう懸念がある。
- 通学の利便性を理由に二の足を踏む中学生もいるため、通学利便性についても検討が必要。

4 上北地区部会

(1) 学校・学科の充実の方向性に関する意見

- 小・中学校では、野辺地町、横浜町、六ヶ所村で様々な連携を進めていることから、各町村の高校同士でも連携は可能である。
- 中学校には不登校傾向の生徒もあり、そういった生徒が高校進学を目指す際に、定時制・通信制課程が大事な役割を果たしている。本校でも、別室登校であった生徒が三沢高校の定時制課程へ進学し、様々な体験をしながら、今は登校できているといった事例が多く見られ、定時制課程の必要性を感じるため、上北地区に定時制高校を残してほしい。

- 軍人の家族は基地内の学校に無料で通うことができるが、そうでなければ基地内の学校に通うのは高額な学費になる。三沢市にアメリカンスクールがあれば、学費が安いため小規模であっても需要があるのではないか。また、全て英語で授業をするような高校が今はないが、そういう経験を与えることで、飛躍的に語学力も伸びると思うので、グローバル関連学科等の設置も含め、検討の余地があると感じる。
- 少子化により、倍率は下がってきているものの、附属中学校は保護者や生徒のニーズは大変高く、継続しての存続をお願いしたい。

(2) 学校配置の方向性に関する意見

- 上北地区にある高校はいずれも重要であると思うが、現状からみて、縮小・統合はやむを得ないことから、分校化や夏期・冬期休業を利用した短期集中講座によって共通科目の統合を図ることで、教育機会は維持しつつ、費用は抑えてほしい。
- 上北地区はエリアが広く、通学費等の面で、通学が難しくなってしまうことがあるため、上北地区にある工業、農業、商業高校をなくさないでほしい。
- バスや鉄道が整備されている地域であれば、場所を問わず通学が可能であると考えるが、公共交通の利便性が高くなかったり地域においては地域校の存在が大きいため、今後も地域校は存続させてほしい。
- 現在、上北地区には通信制課程がないが、現在の設置校のみでも何とかやれており、上北地区への設置は少子化の現状を考えると難しい。
- 十和田市では公共交通機関がバスのみであるため、自宅近辺の高校やバスで通学できる高校が中学生の進路選択肢となっているが、三沢市など鉄道が整備されている地域では上北地区以外の高校も選択肢となっており、公共交通機関の利便性が生徒の進路選択において重要な要素となっている。

5 下北地区部会

(1) 学校・学科の充実の方向性に関する意見

- 下北地区において、令和9年4月の高校入学生は約500人、10年後の令和19年には約300人になる見込みであり、このような状況の中、現在の学科が将来的にベストであるとは限らないことから、学科の組み合わせに関して、もっと柔軟に検討していくことが必要。
- リモート授業等を活用した上で、なお必要な実習等が地域内で履修できる地域で完結できる教育を目指した学科の在り方についての検討が必要。
- 下北地区では、小・中学校へ高校が訪問しているほか、大学との連携等も進んでおり、全校種を挙げて交流等を行いながら県立高校の魅力づくりに取り組んでいくことが必要。
- 今後、青森県などの地区も子どもの数が減少していくことから、特色のある学科を設置し、全国から生徒を募集することも考えられるが、下北地区は地震や津波が発生する可能性もあることなどを考慮すると、地域について学び、将来に繋げられる学科があつてもよいと考える。
- 下北地区には、現在のところ商業科、水産科、看護科等がないが、このような学科があれば、そこに進学する生徒もいると考える。

- こどもたちが下北地区の高校にない学科を希望する場合には、下宿等に入り他地区的高校に通学するような状況であるため、現在設置されていない学科の新設は必要であると考える。
- 以前は、勤労学生や学習に苦手意識を持つ生徒が主に定時制課程の高校に入学していたが、現在は、中学校時代に不登校だった生徒が増加している。入学理由としては高校卒業の資格を取りたいということが多い。普通科や専門学科とは別に、教育の一つの居場所として、下北地区には定時制課程は必要。
- 定時制課程の課題は、編入生が修得単位数や内容によって、通常であれば2年で卒業できるところ3～4年かかってしまうところにあるが、カリキュラム上難しい部分もあるため、下北地区に通信制課程の高校があってもよいと考える。
- 通信制課程について、下北地区から八戸市や青森市に週1回スクーリングのために通学することは生徒にとって大きな負担であるため、下北地区にスクーリングを行う場所を設けることで、教育の機会を確保することができる。
- フレキシブルスクールのような学校を設置し、教員がどの課程にも対応できるようにすることで、下北地区のこどもに更に行き届いた教育ができる。
- 下北地区は、地域完結性が求められると考えていることから、少ない学級数で様々な科目を学ぶことができ、大学科を超えた学びが可能となる総合選択制を導入してほしい。
- 大畠地区には高校がなく、高校に通学するには30kmほどの距離があるため、こどもたちは、魅力のある学校に通うというよりも、家庭の負担等を考えて、通学費が安価な高校に通う。スクールバスの金額も値上げてきており、このままでは、青森市や八戸市等の他地域に進学する生徒が増えていく。このような家庭もあるということを認識した上で、魅力ある高校づくりについて考えていくべき。

(2) 学校配置の方向性に関する意見

- 下北地区から学校がなくなることは非常に大きなこと。学校がなくなるということは、学校と地域とのコミュニケーションがとれなくなることや地域の人にとっての憩いの場がなくなるということであり、教育だけの話ではなく、経済や文化の衰退等に繋がっていく可能性がある。そう考えると、小規模校を残していくということもこれから考えていく必要がある。
- こどもが減っている状況であるからといって、学校をなくすのではなく、ＩＣＴの活用や通学支援など様々な部分を組み合わせてアイディアを出す必要がある。下北地区は課題の最先端だと思うので、様々なことを試すには向いている地域であり、チャレンジしていくけば新たな形が見えると考える。
- 他者との関わりが苦手な中学生の受入体制について、定時制課程だけでは対応しきれない部分もあるため、あらゆる生徒に勉強する機会を与えるという観点から、下北地区には通信制課程との併置校が必要である。
- 10年後、20年後を見据えたときに、生徒数が減少していく中で、新設校を設置しても入学者がいなければもったいない。建設・解体に係る費用があるのであれば、田名部高校に集約すればよいのではないか。そうすれば、路線バス等があるので通学費を抑制できると考える。

- 通学環境への配慮について、下北地区の特に町村部においては、通学に係る財政支援が教育の機会均等の観点からも重要であるため、財政支援については配慮ではなく実施すべき。

6 三八地区部会

(1) 学校・学科の充実の方向性に関する意見

- 八戸市では、S T E A M教育の推進のため、海洋開発研究機構（J A M S T E C）と連携しながら、教材開発に取り組んでいる。八戸市内の中学校においても、この教材を活用しながら、海洋教育に取り組んでおり、こうした取組が高校や大学まで途切れることなく繋がっていけばよいと考える。八戸工業大学では、S T E A M教育を核にした講座を開設しているため、小学校から大学までの接続がスムースになるよう、八戸水産高校に海洋教育や海洋科学といった視点を持った学科があればよい。
- 八戸高校は重点校として、市内の普通科の高校と互いに学び合う取組を行っており、連携に当たっては、県教育委員会が示す方向性の下で、重点校と連携校の双方が共通理解しながら進める必要がある。

(2) 学校配置の方向性に関する意見

- 大学へ進学する生徒が増加傾向にある一方で、三八地区では高校卒業者に対する企業のニーズが一定数あり、専門性の習得や資格の取得が可能な職業教育を主とする専門学科は就職に対して強みがあることから、学校配置を検討する際は地区内の学科の割合という観点も大事である。
- 三戸高校などの特に規模が小さい学校への影響を考えると、募集停止等の基準については早い段階で検討し、決定・公表することが望ましい。
- 三八地区の中学生は、高校を選択する際、通学のしやすさを重視している。

青森県立高等学校魅力づくり検討会議における検討結果について
(検討結果報告書)

令和7年2月

青森県立高等学校魅力づくり検討会議

<問い合わせ先>

〒030-8540 青森市長島1-1-1

青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話 017-734-9866

FAX 017-734-8003

メール E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

会議資料等についてはこちらを御参照ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-kaikaku/miryokudukurikentoukaigi.html>

